

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第六号裏中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。